

# 士会ニュース

令和3年12月3日(金) 発行 第469号

〈発行所〉公益社団法人沖縄県建築士会

〈住所〉〒901-2101 浦添市西原1-4-26

TEL 098-879-7727 FAX 098-870-1710

URL <http://shikai.or.jp> Email [shikai@ryucom.ne.jp](mailto:shikai@ryucom.ne.jp)

## ティーダフラッグス2021 応募登録は51件

“ティーダフラッグス2021”と題して、糸満市の「大度園地公衆トイレ及び休憩所」を整備することをテーマとして沖縄県が公募している第10回アンダー40設計競技の応募登録が去る11月22日(月)に締めきられ、期間中に51件の登録申請を受付ました。提案書(応募作品)の提出期限は、12月24日(金)の17時(郵送も最終日時必着)(提出先:(公社)沖縄県建築士会事務局)登録者全員の作品提出を期待しています。

## 那覇市市制100周年記念事業 「文化遺産と復元」企画展&シンポ

本会が企画提案し、那覇市市制100周年記念事業として採択された、「文化遺産と復元」をテーマとした『企画展』と『シンポジウム』を12月14日(火)～19日(日)(シンポジウムは18日)をパレットくもじ(那覇市民ギャラリーと市民劇場)で開催します。首里城正殿とパリのノートルダム大聖堂は、2019年に火災被害を受け、焼失あるいは損壊しました。文化遺産の「復元」という行為の意味や、文化遺産や復元建造物のオーセンティシティ(ホンモノであること)について、より多くの人々に考えてもらう契機となる企画展や専門家を招いて、この企画展に関連したシンポジウムを開催します。入場無料。シンポジウムは事前参加申込要。別添チラシをご覧ください、裏面申込書をFAXもしくはQRコードをスキャンして建築士会ホームページからも申し込み可能です。

## R3 省エネ法に関する説明会・相談会 12月20日と1月17日に開催

国交省では、「令和3年度の改正建築物省エネ法に関するオンライン講座」として“説明義務に使える手法が簡易に学べるWEB講習会”をネット上で公開しています。同動画についての質疑に対応する説明会・相談会も全国で開催しており、沖縄県では12月20日(月)に沖縄市民会館中ホールで、1月17日(月)には沖縄産業支援センターで開催します。※両日の木造戸建て住宅向けの説明会において、「沖縄県の気候風土適応住宅」の解説を行います。受講ご希望の方は専用の用紙(FAX)でお申込ください。

## R3士会連合会共済補償制度

【士会会員限定！建築士業務に関する賠償責任保険】  
・けんばい(建築士賠償責任補償制度)・既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度、  
・工事総合補償制度  
お問合せ、加入申込みは(公社)日本建築士会連合会へ

## 二級・木造建築士試験合格発表

(公財)建築技術教育普及センターは、12月2日(木)に令和3年二級・木造建築士「設計製図試験」の合格者を発表しました。沖縄県では、291名が受験し、45名が合格。合格率は15.4%。全国では23,513名が受験、5,559名が合格、合格率は23.6%。沖縄における木造の試験の合格者なし。

## 専攻建築士を申請しよう！

専攻建築士制度は、消費者保護の視点に立ち、高度化し、かつ多様化する社会ニーズに応えるため、専門分化した建築士の専攻領域および専門分野を表示することで、建築士の責任の明確化を図る目的の自主的な制度です。自己研鑽の目標と成果の証明として専攻建築士を申請しましょう。新規申請は、申請用紙をダウンロードして建築士会窓口に申請してください。更新申請は、オンラインで申請が可能です。 Web管理システムを令和4年1月4日より可動し、受付を開始いたします。 CPD番号とパスワードを使用し、システムにアクセスし更新申請することができます。期間が切れてしまっている方もオンラインで申請が可能です。

## 第2回日本建築士会連合会 建築作品賞【新築・リノベーション】

日本各地の建築士による、気候風土や地域の課題に真摯に向き合い、まちづくりや地域づくりに貢献・寄与している建築作品を募ります。その中から、特に創意と工夫に満ち、地域の建築への広がりが期待される建築作品の設計者である建築士を顕彰します。応募は、自薦、他薦および建築士会推薦。5年以内に竣工し、検査済証の交付を受けた建築で、確認申請不要のものについては、建築基準法令等に違反していないことが確認できればよいこととしています。詳しくは、「建築士12月号」の46P、47Pをご覧ください。(公社)日本建築士会連合会HPにも応募要項掲載中。

## 要除却認定調査 実務者講習会 受講料無料・オンライン

令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」と「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(マンション建替円滑化法)」が改正されました。(公社)日本建築士会連合会では、マンションの将来像の検討と要除却認定基準への妥当性調査の一体的な実施の促進を目的とし、マンション建替え等に関する専門的知識を有する技術者育成のため、要除却認定等に関するオンライン講習を実施いたします。受講料無料。12月20日より、動画視聴・テキストのダウンロード開始。詳しくはホームページをご覧ください。